

## 平成30年第5回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年5月29日(火) 午後4時00分～
2. 開催場所 宇土市役所 防災棟会議室
3. 出席委員(12人)  
農業委員 金田起代子 中山 一一 谷山 次則 佃 正人  
田代 洋一 齊藤 英次 境 良一 本田 孝徳  
山本 賢一 太田 桂子 佐美三 守 堀 城
4. 欠席委員 無し
5. 議事録署名者指名 田代 洋一議長  
議事録署名委員 佃 正人 堀 城
6. 議 事  
(1) 議案 第18号 農地法第3条の規定による許可申請審議について  
(2) 議案 第19号 農地法第4条の規定による許可申請審議について  
(3) 議案 第20号 農地法第5条の規定による許可申請審議について  
(4) 議案 第21号 農用地利用集積計画の同意について  
(7) その他

伊藤局長 それでは、定刻になりましたので、只今から平成30年第5回の通常総会を開催いたします。  
本日は、農業委員さん全員の出席ですので、本日の総会が成立したことをご報告いたします。  
それでは只今から、次第に沿って進めさせていただきます。  
開会にあたりまして、田代会長からご挨拶をお願いいたします。

田代会長 こんにちは。  
委員の皆さんには、第5回の農業委員会総会に出席をいただきまして、ありがとうございます。今日は議案の審議の後、研修についてまた、歓送迎会がありますので、スムーズな審議をお願いいたしたいと思っ

ています。簡単ですけども挨拶に代えさせていただきます。

伊藤局長 ありがとうございます。  
次に議長選出になっておりますが、宇土市農業委員会会議規則第5条の規定により、田代会長に議長をお願いいたします。

田代議長 それでは、平成30年第5回農業委員会総会を開会します。本日の議長を務めさせていただきます。まず、議事録署名委員の指名でありませんが、議長において指名するということよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

田代議長 それでは、佃委員さんと堀委員さんをお願いします。  
それでは、今から議案審議を行います。  
まず、申請書の確認委員さんより申請内容について説明をお願いして、後から事務局の補足説明の上、可否の判断をしていただくということになります。確認委員さんには説明をよろしくをお願いします。  
それでは、今月の議案審議をお願いします。  
議案第18号、「農地法第3条の規定による農地所有権移転等の許可申請に対する審議について」を議題といたします。  
申請番号1番について、確認委員さんは中山委員さんですので、説明をお願いします。

中山委員 1番を説明いたします。譲渡人、譲受人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記田、現況田、登記面積1,443㎡、耕作面積4,671㎡、申請面積1,443㎡、貸借形態は所有権（有償）です。譲受理由は規模拡大、譲渡理由は経営縮小、家族1名、権利の種類は売買です。よろしくをお願いします。

田代議長 確認委員の説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号1番。申請地までの通作距離は約500mで、農業経験年数10年、農機具も所有し、主たる作物は、キャベツ・白菜・大根などの野菜になります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号1番について、委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、1番については承認をいたします。申請番号2番について、確認委員は中山委員さんですので、説明をお願いします。

中山委員 2番について説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記畑、現況畑、登記面積117㎡です。耕作面積3,677㎡、申請面積117㎡、貸借形態は所有権（有償）です。譲受理由は規模拡大、譲渡理由は規模縮小、家族2名、権利の種類は売買です。よろしく願いいたします。

田代議長 確認委員の説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号2番は、申請地までの通作距離は約10mで、農業年数60年、農機具も所有し、主たる作物は芋・ピーマンなどの野菜になります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号2番について委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、2番については承認をいたします。申請番号3番について、確認委員は山本委員さんですので説明をお願いします。

山本委員 3番について説明いたします。譲渡人、譲受人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記田、現況田、登記面積1,398㎡、もう一筆が登記畑、現況畑、登記面積632㎡、2筆合計2,030㎡、耕作面積は3,677㎡、申請面積は2,030㎡、貸借形態は所有権（有償）です。譲受理由は規模拡大、譲渡理由は経営縮小、家族1

名、権利の種類は売買です。よろしくお願いします。

田代議長 確認委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号3番。申請地までの通作距離は字岩崎1726番1が約1km、字床並3089番1が申請者宅の隣接地になります。農業年数35年、農機具も所有し、主たる作物は米になります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号3番について委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、3番については承認をいたします。次に議案第19号、「農地法第4条の規定による農地転用の許可申請に対する審議について」を議題といたします。申請番号1番について、確認委員は山本委員さんですので、説明をお願いします。

山本委員 1番について説明いたします。申請人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記田、現況は雑種地、登記面積は258㎡、転用目的は資材置場となっております。どうぞよろしくお願いします。

田代議長 確認委員の説明は終わりました。他に事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号1番について説明します。地図は5ページになります。申請人は住吉町に居住している建設業を営む個人で、自宅から申請地までの距離が約50mで、建設業を行うにあたり利便性がよいため、資材置場を目的として、今回の転用申請となりました。申請地は、10ha以上の農地の広がりがあり第1種農地と思われませんが、不許可の例外に該当し許可は可能です。

なお、申請地は平成28年に発生した熊本地震後の災害防止に使用されていた土のうや復旧工事完了後の不要物が置かれており、始末

書添付の案件になります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号1番について委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、1番については承認をいたします。以上で、議案第19号については1件承認を得ましたので、許可書の交付を行います。

次に議案第20号、「農地法第5条の規定による農地転用の権利移転を伴う許可申請に対する審議について」を議題といたします。申請番号1番について、確認委員は金田委員さんですので説明をお願いします。

金田委員 申請番号1番について説明いたします。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記田、現況田、登記面積は2筆合計の1,221㎡、転用面積1,221㎡、権利の種類は所有権(有償)売買。転用目的は宅地分譲です。よろしくをお願いします。

田代議長 確認委員の説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号1番についてご説明します。地図は9ページになります。申請人は、山鹿市で主に「不動産の売買・賃貸・建築工事の請負・企画など」を営む法人で、申請地は、住宅に囲まれ、小学校敷地に隣接しており、宅地として適した場所と考え、宅地分譲を目的として、今回の転用申請となりました。申請地は、都市計画区域内の用途地域で第3種農地になります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号1番について委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

- 田代議長 異議なしということですので、1番については承認をいたします。  
申請番号2番について、確認委員は金田委員さんですので、説明をお願いします。
- 金田委員 申請番号2番について説明いたします。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記田、現況畑、登記面積は488㎡、権利の種類は所有権（有償）売買です。転用目的は個人住宅です。よろしくをお願いします。
- 田代議長 確認委員の説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。
- 事務局 申請番号2番について説明します。地図は10ページになります。申請人は、住吉町に居住している個人で、申請地は、市街地に位置し、公共施設や商業施設に近く住環境が良いと考え、個人住宅建築を目的として、今回の転用申請となりました。  
申請地は、都市計画区域内の用途地域で、第3種農地になります。以上です。
- 田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号2番について、委員さん方のご意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 田代議長 異議なしということですので、2番については承認をいたします。  
申請番号3番について、確認委員は中山委員さんですので説明をお願いします。
- 中山委員 申請番号3番について説明いたします。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記畑、現況畑、登記面積271㎡、転用面積271㎡です。権利の種類は所有権（有償）売買です。転用目的は建売住宅です。よろしくをお願いします。
- 田代議長 確認委員の説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

- 事務局 申請番号3番についてご説明します。地図は11ページになります。申請人は、合志市に居住する不動産を営む個人で、申請地は、住環境が優れた地域と判断し、建売住宅を目的として、今回の転用申請となりました。
- 事業全体の計画については、11ページの太枠部分になります。事業面積1,221.5㎡で、その内訳は宅地部分が735.5㎡、山林部分が215㎡、そして今回申請の農地部分が271㎡、東側の斜線部分になります。これらで6区画：建築面積198㎡です。
- 申請地は、都市計画区域内の用途地域で、第3種農地になります。以上です。
- 田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号3番について、委員さん方のご意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 田代議長 異議なしということですので、3番については承認をいたします。申請番号4番について、確認委員は山本委員さんですので説明をお願いします。
- 山本委員 4番について説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記田、現況雑種地、登記面積350㎡、うち転用面積350㎡です。権利の種類は使用貸借権設定です。転用目的は個人住宅で118㎡です。よろしくお願いします。
- 田代議長 確認委員の説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。
- 事務局 申請番号4番についてご説明します。地図は12ページになります。申請人は、熊本市に居住している個人で、居住していた熊本市の共同住宅が災し、現在見なし住宅に居住しており、早急に住宅を建築する必要があるため、実家から約50mに位置する父所有の土地を借りて、個人住宅建築を目的として、今回の転用申請となりました。
- 申請地は、4条の申請番号1番の農地の東側に隣接した農地で、申請地は10ha以上の農地の拡がりがあり第1種農地と思われませんが、不許可の例外に該当し許可は可能です。

なお、申請地は、平成28年に発生した熊本地震後の災害防止に使用されていた土のうや復旧工事完了後の不要物が置かれており、始末書添付の案件になります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号4番について委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、4番については承認をいたします。申請番号5番について、確認委員は太田委員さんですので説明をお願いします。

太田委員 この案件は、先月最適化推進委員の白井さんより問題提起していただいて、地元を持ち帰り、5月15日網津地区の振興会役員会に2日の日には4人全員参加し、15日は私と白井さんが参加させていただきました。その間に振興会の会長さん・副会長さん3人と網津支所長さんの5人で嘉島産業に説明に行ってください、すぐには通らないということで、道路についても埋め立てが必要であり、通るまでにははやくても3年はかかるだろう。将来的には通りたいので、その時は事前に地元と打ち合わせをして、こっちからも通学路でもあるので、時間帯には規制してもらいたいような意見も言うようにしていただくように、通るときには説明会を開催するというので承諾を得ましたので、5番については振興会からは了承を得ましたので、今月承認をよろしくをお願いします。

田代議長 確認委員の説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらをお願いします。

事務局 太田委員さんからもご説明がありましたけれども、本案件は先月の総会において保留となっていた案件で、今回再審をするものです。申請人は上益城郡嘉島町で主に「土石・砂利その他各種建材の採取・製造・売買など」を営む法人です。現在行っている採石場からの碎石の搬出道路が狭く、近隣住民からの苦情や要望があっていることから、採石場の西側に位置する「県道宇土不知火線」に接続する道路を新設するための転用申請です。申請地は、おおむね300m以内に市役所



網津支所があり，第3種農地になります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号5番について，委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので，5番については承認いたします。以上で，議案第20号については5件承認を得ましたので，許可書の交付を行います。次に，議案第21号，「農用地利用集積計画の同意について」を議題といたします。それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 16ページをお開きください。番号41番，借り手，貸し手，物件の所在は議案書のとおりです。地目4筆とも田，面積合計8,868㎡で，平成30年6月1日から平成40年5月31日までの10年間の賃借権の再設定となり，借賃は10アール当たり30,000円となっております。番号42番，借り手，貸し手，物件の所在は議案書記載のとおりです。地目2筆とも田，面積合計2,786㎡で，平成30年6月1日から平成40年5月31日までの10年間の賃借権の設定となっており，借賃は10アール当たり20,000円となっております。番号43番，借り手，貸し手，物件の所在は議案書記載のとおりです。地目田，面積2,119㎡で，平成30年6月1日から平成40年5月31日までの10年間の賃借権の再設定となっており，借賃は1筆当たり80,000円となっております。番号44番，借り手，貸し手，物件の所在は議案書記載のとおりです。地目田，面積1,520㎡で，平成30年6月1日から平成40年5月31日までの10年間の賃借権の再設定となっており，借賃は10アール当たり米1俵半となっております。番号45番，借り手，貸し手，物件の所在は議案書記載のとおりです。地目2筆とも田，面積合計1,788㎡で，平成30年6月1日から平成40年5月31日までの10年間の使用賃借権の再設定となっております。番号46番，借り手，貸し手，物件の所在は議案書記載のとおりです。地目田で，面積1,180㎡で，平成30年6月1日から平成33年5月31日までの3年間の賃借権の設定となっており，借賃は1筆当たり22,000円となっております。

17ページをお開きください。こちらが利用権設定等の状況の一覧表となっております。18ページをお開きください。今月の総計を読み上げますと、利用権の設定が18,261㎡となっております。右側が1月からの累計で、合計を読み上げますと利用権設定が131,499㎡行われております。以上です。

田代議長 事務局の説明は終わりました。委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 よろしいですか。異議なしとのことで議案第21号については決定をいたします。

以上で予定しておりました案件はすべて承認いたしました。

その他事務局から連絡事項等がありましたらお願いします。

事務局 去年の秋に行っていただきました農地パトロールの結果について簡単に説明させていただき、また来月以降に農地パトロールについてはお時間をいただいて説明させていただきたいと思っております。

では、お手元にお配りしている平成29年度の遊休農地利用状況調査結果一覧表をご覧ください。去年の秋に行っていただいた農地パトロールの結果になります。地区ごとに分けてあり、左から前年度までの遊休農地、新規発生分、28年度は遊休農地として挙がっていたものが29年度には解消が確認された農地です。次に増減は29年度に結果として残った農地になります。

1地番下の合計がありますので読み上げますと、前年度までの遊休農地が108筆で73,408㎡、新しく発見されたものが13筆で11,793㎡、解消が確認できたものが12筆、11,045㎡、結果として前年度に新規発生を足して解消を引いたものが109筆で74,161㎡、結果として28年度と比べと1筆、753㎡増になっていますがほぼ横ばいとなっております。簡単ではありますが以上で報告を終わります。

こちらの資料ですが、2枚目に土地の内訳がついています。所有者の氏名等は記載しておりませんが、土地の地番から所有者の情報が推測することが可能になりますので、この資料は個人情報と同等のものになります。そのため基本的には総会資料とともに置いて行っていただきたいと思っております。但し、今後の委員活動に必要であれば事務局にお

っしゃっていただければお渡しします。外部には決して出さないように守秘義務を守っていただき、委員活動のみお使いいただきますようお願いいたします。以上になります。

田代会長 他にありませんか。それでは、これを持ちまして、お疲れ様でした。

委員 意向調査内容でJ A代理事業とは何でしょうか。1 番の中間管理機構は中間管理機構のことでわかる。

事務局 J Aが間に入って農地の貸し借りをを行う事業があり、そちらを使うとの意見になります。以前円滑化事業と言っていたものがこれにあたる。それでは、佐美三副会長より閉会のご挨拶をお願いします。

佐美三副会長 お疲れ様でした。平成30年第5回農業委員会総会を閉会します。

議 長 田代 洋一 印

議事録署名人 佃 正人 印

議事録署名人 堀 城 印